

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成29年7月11日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市	
	クリ	那須町
肉	牛肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)&及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ	全域

埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町

千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉県、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)&並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)&ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)&ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市及び津南町
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)

山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村

長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村

静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成29年7月11日現在

福島県		出荷制限
クサソテツ(こごみ)	H23.8.9～	福島市、桑折町
	H24.8.1～	福島市、伊達市、棚田町、三春町
	H24.8.2～	川俣町
	H24.8.7～	田代町、吉野町
	H24.8.10～	二本松市、大玉村
	H24.8.20～	藤山町
	H24.8.14～	喜望峯町、喜茂村
	H27.8.10～	広野町
	H28.4.24～	会津美里町
	H27.4.30～	南相馬市
クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。)	H24.8.2～	福島市、二本松市
	H24.8.7～	飯沼市、白河市、喜多方市、会津美里町、喜望峯町、喜茂村、川俣町
	H24.8.10～	伊達市、福島市、大原町、磐前町、下郷町、大玉村、喜望峯町、藤山町
	H24.8.14～	喜望峯町、いわき市、川俣町、石川町、天栄町
	H24.8.17～	喜望峯町、喜茂村
	H24.8.7～	喜望峯町、喜茂村
	H24.8.14～	喜茂村
	H24.8.19～	福島市、喜望峯町、古殿町、南会津町、磐前町、喜茂村
	H24.8.20～	福島市、喜茂村
	H24.8.22～	藤山町、喜望峯町
コシアブラ	H24.8.29～	本宮市、田代町、小野町、大原町、会津坂下町、玉川村、早田町、伊達市
	H24.8.29～	三春町
	H24.8.9～	会津喜多川町、藤山町
	H24.8.9～	倉山町
	H24.8.10～	昭和町
	H24.8.29～	喜望峯町
	H24.8.9～	只見町
	H24.8.9～	いわき市、二本松市
	H24.8.10～	福島市
	H24.8.24～	川俣町
ゼンマイ	H24.8.1～	南相馬市
	H24.8.14～	喜望峯町、喜茂村
	H24.8.19～	喜望峯町
	H24.8.20～	川内村
	H24.8.10～	藤山町
	H27.8.11～	田代町
	H24.8.14～	喜望峯町、福島市
	H24.8.10～	喜望峯町
	H24.8.14～	喜望峯町
	H27.8.25～	南相馬市
ゼンマイ (野生のものに限る。)	H24.8.14～	喜望峯町、大玉村
	H24.8.24～	喜望峯町、福島市
	H24.8.1～	いわき市、福島市、伊達市、桑折町
	H24.8.2～	福島市
	H24.8.7～	飯沼市、白河市、喜多方市、喜望峯町、喜茂村、川俣町
	H24.8.10～	大玉村、喜望峯町
	H24.8.14～	川俣町
	H24.8.20～	南相馬市
	H24.8.14～	喜望峯町、喜茂村
	H24.8.20～	川内村
ウツミソウ (野生のものに限る。)	H24.8.29～	本宮市、喜望峯町
	H24.8.9～	福島市
	H24.8.10～	田代町
	H24.8.14～	喜望峯町
	H27.8.25～	南相馬市
	H24.8.10～	いわき市、伊達市
	H24.8.17～	川俣町
	H24.8.17～H27.8.10	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字秋屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字結木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字横川、原町区高倉字栗原、原町区高倉字津島、原町区高倉字津島及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H24.8.17～H28.4.24	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字秋屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字結木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字横川、原町区高倉字栗原、原町区高倉字津島、原町区高倉字津島及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H24.8.29～	南相馬市
ワラビ	H24.8.11～	藤山町、喜茂村
	H27.8.25～	南相馬市
	H24.8.10～	本宮市
	H24.8.10～	いわき市、伊達市
	H24.8.17～	川俣町
	H24.8.17～H27.8.10	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字秋屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字結木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字横川、原町区高倉字栗原、原町区高倉字津島、原町区高倉字津島及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H24.8.17～H28.4.24	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字秋屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字結木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字横川、原町区高倉字栗原、原町区高倉字津島、原町区高倉字津島及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H24.8.29～	南相馬市
	H24.8.11～	藤山町、喜茂村
	H27.8.25～	南相馬市
ワラビ(野生のものに限る。)	H24.8.14～	二本松市
	H24.8.14～	喜望峯町
	H24.8.29～	南相馬市
	H24.8.14～	喜望峯町、喜茂村
	H24.8.19～	二本松市、古殿町、喜茂村
	H24.8.20～	川内村
	H24.8.29～	本宮市、喜望峯町
	H24.8.9～	福島市
	H24.8.10～	田代町
	H24.8.14～	喜望峯町
ウメ	H23.6.6～H25.10.21解除	福島市、伊達市、桑折町
	H23.8.9～	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字秋屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字結木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字横川、原町区高倉字栗原、原町区高倉字津島、原町区高倉字津島及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H23.8.6～H27.8.19解除	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字秋屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字結木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字横川、原町区高倉字栗原、原町区高倉字津島、原町区高倉字津島及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H24.8.6～H25.10.21解除	田代町
	H23.8.6～H24.7.11解除	相馬市
	H23.8.29～	福島市、喜望峯町
	H24.1.10～H27.1.20解除	いわき市
	H23.3.21～H28.3.17解除	桑折町
	H23.10.14～H25.2.16解除	伊達市
	H23.10.14～H25.2.16解除	伊達市
ユズ	H23.10.14～H25.2.16解除	伊達市
	H23.10.14～H25.2.16解除	伊達市
クリ	H23.10.14～H25.2.16解除	伊達市
	H23.10.14～H25.2.16解除	伊達市
キウイフルーツ	H23.10.14～H25.2.16解除	伊達市
	H23.10.14～H25.2.16解除	伊達市
小豆	H23.10.14～H25.2.16解除	伊達市
	H23.10.14～H25.2.16解除	伊達市
大豆	H23.10.14～H25.2.16解除	伊達市
	H23.10.14～H25.2.16解除	伊達市
胡豆(平成23年度)	H23.10.14～H25.2.16解除	伊達市
	H23.10.14～H25.2.16解除	伊達市

※この箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成29年7月11日現在

栃木県		出荷制限	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流直下から下流の部分に限る。) H24.8.10～H25.3.26解除：水野川(支流を含む。)	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.20～H25.12.17解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.8.30～H27.6.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.8.30～H27.6.23解除：大井川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。)	
	イシンの肉 シカの肉	H24.8.30～H25.1.23解除：荒井川(支流を含む。) H24.8.30～H25.1.23解除：武志川(支流を含む。) H24.8.30～H25.1.23解除：荒井川(支流を含む。) H24.8.30～H25.1.23解除：武志川(支流を含む。)	
その他	茶	H23.8.2～H24.4.1解除：栃木市 H23.8.2～H25.3.29解除：大田原市 H23.8.2～H25.3.1解除：鹿沼市	
群馬県		出荷制限	
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除：全県	
	かき	H23.3.21～4.8解除：全県	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.28～：桐原町、真狩野町、藤原村 H24.10.10～：高山村 H24.10.18～：中野町 H24.8.28～：真狩野町 H24.11.18～：大井町	
		H24.4.27～：菅沼町のうち福島県から群馬電力株式会社後久野所菅沼川取水施設までの区間(支流を含む。)	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除：海湖川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解除：小中川(支流を含む。)	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.8～：菅沼町のうち福島県から群馬電力株式会社後久野所菅沼川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.8.8～H24.11.9解除：高川のうち川田橋の上流(支流を含む。) H24.8.8～H24.11.9解除：海湖川(支流を含む。)	
肉	イシンの肉	H24.10.10～：全県	
	クマの肉	H24.8.10～：全県	
	シカの肉	H24.11.14～：全県	
その他	茶	H23.8.20～H24.4.1解除：群馬市 H23.8.20～H24.4.1解除：渋川市	
埼玉県		出荷制限	
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除：埼玉、香取市、多喜町	
	レンゲシ、ナンゴクシ、ササユリ	H23.4.4～4.22解除：埼玉	
	パセリ	H23.4.4～4.22解除：埼玉	
	セルリー	H23.4.4～4.22解除：埼玉	
水産物	ウナギ	H24.4.5～H25.10.23解除：市野市、美里津市 H24.4.5～H25.11.4解除：茨城	
	タナゴ	H24.4.8～H25.9.21解除：狭浅茅野 H24.4.11～H27.1.22解除：船市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除：八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除：船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除：志山町	
	原木シイタケ(露地栽培)	H24.8.18～H24.11.18解除：山武市 H23.10.31～H24.10.14解除：蕨市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H23.11.18～：高山町 H23.12.22～H24.10.14解除：蕨市 H24.2.23～H24.10.14解除：印旛町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.10～：白井町	
		H24.4.18～H24.11.18解除：山武市 H24.8.18～H24.11.18解除：蕨市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H24.10.14解除：蕨市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.18～H24.11.18解除：千歳町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)	
		H24.8.18～H24.11.18解除：山武市 H24.11.14～H24.10.14解除：蕨市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H24.10.14解除：蕨市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)	
		H24.8.18～H24.11.18解除：山武市 H24.11.14～H24.10.14解除：蕨市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)	
	水産物	コイ ウナギ	H24.7.18～：千歳町及び千歳町に隣接する荒川(支流を含む。)、千歳川(支流を含む。) H23.7.3～：千歳町及び千歳町に隣接する荒川(支流を含む。)
	肉	イシンの肉	H24.11.8～H24.11.18解除：蕨市(県の定める管理計画に基づき管理されるイシンの肉を除く。)
		茶	H23.8.2～9.7解除：大田原市 H23.7.4～H24.5.21解除：蕨市 H23.8.2～H24.5.26解除：八潮市 H23.8.2～H24.5.26解除：野田市、富里市、山武市 H23.8.2～H25.5.13解除：成田市
	神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.8.2～8.29解除：南足柄市 H23.8.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除：栗川町、清川町 H23.8.23～10.26解除：相模原市 H23.8.27～10.26解除：甲斐町 H23.8.27～11.10解除：八雲町 H23.8.2～11.10解除：真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除：湯河原町	
	農産物	コンアブラ(野生のものに限る。)	H23.8.8～：倉原町、増穂町
	肉	クマの肉	H24.11.8～：全県(倉原町及び増穂町を除く。)
	農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：富士宮町、富士宮口町、穂沢村
長野県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～：藤代町、御代田町 H24.10.17～：小瀬町、高坂町(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.11.20解除：小海町、高坂町(マツタケに限る。) H24.10.11～：松代町(マツタケを除く。) H24.10.11～H27.11.20解除：佐久市(マツタケに限る。) H24.10.17～：小瀬町(マツタケを除く。)	
		H25.10.1～H27.11.20解除：佐久市(マツタケに限る。)	
	コンアブラ	H24.8.21～：高瀬町、藤沢町 H24.8.28～：中瀬町、藤沢町 H27.8.28～：木島平村	
静岡県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.8～：岡原町、小山市 H24.10.3～：富士宮市、富士市 H24.10.7～：岡原町	

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成29年7月11日現在

福島県	摂取制限
非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）	H23.3.23～ 下記の地域以外
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
結球性葉菜類（キャベツ等）	<p>H23.3.23～ 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p>
アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）	H23.3.23～ 下記の地域以外
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楢枝岐村、只見町
	H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
原木シイタケ（露地）	H23.4.13～：飯館村
キノコ類（野生のものに限る。）	H23.9.0～：棚倉町（※首根菌に属する野生キノコに限る）
	H23.9.15～：いわき市、楢倉町
	H23.9.20～：南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚 H23.4.20～H24.6.22解除：全域 ヤマメ（養殖を除く。） H24.3.29～：新田川（支流を含む。）
肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
	H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [] の箇所は摂取制限の対象